度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車（第百五十七条第五項において「令和二年度基準エネルギー消費効率等算定自動車」という。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四号イ(2)	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百五十七条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の七十五	令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百九
第四号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十三
第五号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
第五号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十三
第六号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
第六号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十三

第百五十七条第一項中「同条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項第一号イ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値」に改め、同号イに次のように加える。

(3)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号ロに次のように加える。

(3)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百五十七条第一項第一号ハ中「又はトラック」を削り、同号ハ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ホ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ホを同号へとし、同号ニ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(i)　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

第百五十七条第一項第二号イ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値」に改め、同号ロに次のように加える。

(3)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百五十七条第一項第二号ロ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ハの前に次のように加える。

イ　営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。

(3)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ　自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。

(3)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百五十七条第二項中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項第一号イ中「営業用の」を削り、同号イ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の六十」に改め、同号イに次のように加える。

(3)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百五十七条第二項第一号ロを削り、同号ハ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニ(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号ホ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ホを同号ニとし、同項第二号を次のように改める。

二　石油ガス自動車（乗用車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ　次のいずれかに該当すること。

(1)　平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2)　平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ　エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

ハ　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百五十七条第三号ニを削り、同号ハを同号ニとし、同号ロ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号イを同号ロとし、同号ロの前に次のように加える。

イ　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

(3)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百五十七条第四項中「第一項（第一号イからハまで」を「第一項（第一号イからニまで」に、「第二項（第一号イ及びロ」に改め、同項の表を次のように改める。